

告 示

○農林水産省告示第九百五十六号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第九百二十七号(ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示)の一部を次のように改正し、令和二年六月十二日から施行する。
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓

別表		改正後	改正前
北海道	都道府県	市町村	
	網走市	防除区域	北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里
斜里郡斜里町	斜里郡清里町	稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里	
	斜里郡斜里町	神威	
		以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運	

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 富山県高岡市手洗野字尾久保一九・二〇の一、佐加野字明後谷一・二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 富山県高岡市福岡町加茂字北平二七、二八の一、福岡町三日市字大寺二の一、一三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 保安林の所在場所 富山県氷見市見内字大谷内九七九、九八一の一、九八一の二、九八二から九八六まで、九八八
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定実施要件

- 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (一) 次の図及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 農林水産省告示第九百五十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 富山県氷見市西木木字道谷内三八、三九の三、日名田字三尾谷内一八七、一八七の一
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 農林水産省告示第九百六十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字永野三三二六から三三二八まで、三三三二の一、三三三三、三三三四
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備